

令和7年 第5回南九州市農業委員会 議事録

1. 日 時 令和7年5月29日(木) 午後2時00分～

2. 場 所 頤娃保健センター

3. 出席委員(18人)

会 長	1 番	本木下 裕一		
会長職務代理	2 番	大隣 初美		
委 員	3 番	月野 貴大	4 番	吉崎 久男
	5 番	東垂水 勝秀		
	6 番	松永 克生	8 番	永山 明美
	9 番	福元 幸志	10 番	松藺 勝郎
	11 番	下之門 信洋		
	12 番	山下 信一郎	13 番	大坪 幸博
	14 番	桑代 純一		
	15 番	栢川 明子	16 番	松村 孝徳
	17 番	池田 慎		
	18 番	梶山 俊孝	19 番	宮原 俊郎

4. 欠席委員(1人)

7 番 高江 京子

5. 議 題

- 開会の宣言
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日 程 第 1 会議録署名委員の指名
- 日 程 第 2 会期決定の件
- 日 程 第 3 議案審議に係る通知事案について
- 日 程 第 4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日 程 第 5 議案第30号 農業振興地域整備計画変更(案)の意見決定について
- 日 程 第 6 議案第31号 農地法第3条許可申請に対する許可について
- 日 程 第 7 議案第32号 農地法第4条許可申請に対する許可について
- 日 程 第 8 議案第33号 農地法第5条許可申請に対する許可について
- 日 程 第 9 議案第34号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見決定について
- 日 程 第 10 議案第35号 非農地証明願について
- 日 程 第 11 その他
- 閉議の宣告
- 閉会の宣言

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 田原 一豊

農政係長 折尾 武志 赤崎 隆明

農地係長 神村 洋一 小松 綾華 中村 智治

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時 00 分

事務局長 御起立願います。

「一同 礼」

今月の農業委員会憲章唱和は、月野委員になりますのでよろしくお願いいたします。

(農業委員会憲章 唱和)

御着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。高江委員から一身上の都合により、欠席届が提出されております。

ただいまの出席人員は 18 名で、会議の定足数に達しております。

これより令和 7 年第 5 回 南九州市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、別添 1 の主要行事経過及び予定をご覧いただきたいと思えます。(諸般の報告をおこなう。)

議 長 続きまして事務局長諸般の報告を求めます。

事務局長 (諸般の報告をおこなう。)

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようですので、これより本日の会議を開きます。

会議録作成に必要ですので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手のうえ、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第 1 「会議録署名委員の指名」を行います。

会議録署名委員は会議規則第 19 条第 2 項の規定により、11 番下之門委員、14 番桑代委員を指名し、会議書記に農政係長を指名いたします。

議 長 日程第 2 「会期決定の件」を議題に供します。

お諮りします。本会議の会期は、本日 5 月 29 日の 1 日間で御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日限りの 1 日間とすることに決定しました。

議 長 資料 2 の日程第 3 「議案審議に係る通知事案について」事務局の説明を求めま

す。

農地係長

説明致します。3 頁からでございます。

農用地利用集積計画の合意解約による通知事案が 53 件ございます。

貸人は兵庫県〇〇市の〇〇〇〇さん、借人は額娃町〇〇の〇〇〇〇さん外です。

貸人主導によるもの 9 件、借人主導によるもの 44 件です。地目の内訳は、田 31 筆 15,982 m²、畑 84 筆 115,384 m²、山林・原野（現況畑）2 筆 3,076 m²の合計 117 筆 134,442 m²で、額娃地域 29 件、知覧地域 14 件、川辺地域 10 件です。

以上で説明を終わります。

議 長
委 員
議 長

只今の事案について、質疑はありませんか。

「なし」の声あり

質疑なしと認めます。

只今の案件につきましては、通知事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議 長

続きまして、資料 8 頁の日程第 4「農業経営改善計画認定者の報告について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長

説明致します。資料は 9 頁からになります。

今回は、新規認定 1 件、再認定 4 件です。新規認定の内訳としましては、川辺地域 1 件で、法人化に伴います新規認定で営農類型としましては、肉用牛であります。

再認定の内訳としましては、額娃地域 3 件、知覧地域 1 件で、営農類型としましては、畜産専業 2 件、茶専業 1 件、甘藷・露地野菜の複合経営 1 件であります。

以上で説明を終わります。

議 長
委 員
議 長

只今事務局から報告のありました件について、質問はございませんか。

「なし」の声あり

質問なしと認めます。

只今の案件につきましても、報告事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議 長

次に、資料 13 頁の日程第 5 議案第 30 号「農業振興地域整備計画変更（案）の意見決定について」を議題とします。

現地調査員の報告をお願いいたします。松永委員お願いします。

6 番委員

報告いたします。

14 頁の審議番号 1 番です。関連資料は 15 頁から 18 頁になります。

申請人は、額娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、額娃町〇〇字〇〇〇〇〇〇の畑 585 m²で〇〇自治会に位置します。

申請人は、市内の個人であり借家が手狭になったことから、申請地に一般住宅を建築するため農用地区域から除外するものです。

申請地の北側は畑と里道に、東側は畑と農道に、南側は農道に、西側は畑と宅地に接しています。現状のまま利用しますが、隣接地とはコンクリートブロックを設置するので土砂流出の恐れはなく、雨水は道路側溝へ放流させ、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を通して道路側溝へ放流します。日照・通風等については、建物の高さを加減するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長
15 番委員

次に、杵川委員お願いします。

報告致します。

14 分の審議番号 2 番です。関連資料は 19 分から 23 分になります。

申請人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の畑ほか 1 筆の計 2,341 m²で、〇〇に位置します。

申請人は、市内で〇〇を営んでいる個人です。〇〇〇番については、譲渡人が申請地を平成〇年に〇〇等へ農地転用した際に、農業用施設用地へ用途区分の手続きを行っておらず、今回追認で農業用施設用地へ用途区分を変更するものです。

〇〇〇番については、〇〇〇番に〇〇を建設し〇〇を営んでいましたが、〇〇への侵入通路や〇〇〇〇として利用する必要があったことから、農地法の許可を得ず平成〇年ごろから〇〇等を建築し利用していたため、今回追認で農業用施設用地へ用途区分を変更するものです。

申請地 2 筆の北側、西側、南側は畑に、東側は水路に接しています。現状のまま利用しますが、緩衝地を設けているので土砂流出の恐れはなく、雨水は道路側溝へ放流させ、汚水・生活雑排水は〇〇として利用するので発生しません。日照・通風等については、建物の高さを加減し、隣接地とは空き地を設けるので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長
農地係長

ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

補足説明いたします。

審議番号 1 番については、農用地区域からの除外となっています。

代替地を検討しましたが、適地が見つからず、農用地区域の外周部に接し、農地の集団化・農作業効率化に支障はないことから、除外の要件を満たしていると判断されます。

審議番号 2 番の用途区分変更については、営農に必要な施設の用に供される農業用施設用地に該当する施設であり、やむを得ない変更であると判断されます。

なお、手続きを経ずに〇〇を建築し、〇〇等として利用していたことにより、今回、追認での申請となったもので始末書が提出されております。

以上のことから、申請がなされた用途区分変更につきましては、やむを得ないと判断されます。

以上で補足説明を終わります。

議長 只今説明のありました案件について、審議をお願いいたします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 30 号「農業振興地域整備計画変更（案）について」は、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 30 号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議長 次に、資料 24 頁の日程第 6 議案第 31 号「農地法第 3 条許可申請に対する許可について」を議題とします。

事務局に提案説明を求めます。

農地係 それでは、説明いたします。25 頁～31 頁の 3 条所有権移転 17 件でございます。

譲渡人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんで、譲受人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇ほかの申請です。

地目の内訳は、畑が 32 筆 49,452 m²です。申請理由につきましては、経営拡大 5 件、規模拡大 3 件、相手方の要望 6 件、自給的農業開始 3 件です。

10 a 当たりの取引価格につきましては畑が 44 千円から 1,503 千円程度です。10 a 当たりの取引価格の平均につきましては、352 千円でございます。

地域別では、颯娃地域 7 件、知覧地域 9 件、川辺地域 1 件です。

ここで、議案資料の変更について説明致します。4 月総会までは、審議番号ごとに、農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可基準に抵触しないかの判断や、申請時の経営面積等について「調査書」として掲載しておりましたが、今月より「調査書」は掲載せず、耕作作物について各ページの表の備考欄へ記載しております。

また、譲受人の経営面積が 3,000 m²を下回る場合に添付の営農計画書及び誓約書については、4 月総会までと同様に表の後に掲載しておりますのでご確認ください。

なお、農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可基準に抵触しないかの判断につきましては、申請書及び現地調査、必要に応じて申請者への聞き取りにより審査し、許可要件を全て満たしていると認められます。

ご審議方よろしく申し上げます。

議長 只今説明のありました案件について、審議をお願いいたしますが、〇〇委員

が審議番号 10 番について議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、御意見はございませんか。

4 番委員
農 地 係
議 長
委 員
議 長

150 万円の審議番号は何番か。

審議番号 8 番になります。

他にありませんか。

「なし」の声あり

質問、御意見がありませんので採決いたします。

議案第 31 号「農地法第 3 条許可申請に対する許可」に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件については、申請どおり許可とすることに御異議ございませんか。

委 員
議 長

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

よって、議案第 31 号に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり許可することに決定しました。

議 長

引き続き、議案第 31 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。

議 長

〇〇委員の退室を求めます。

(退 室)

議 長
委 員
議 長

これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

「なし」の声あり

質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 31 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委 員
議 長

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

よって、議案第 31 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり許可することに決定いたします。

〇〇委員の入室を許可いたします。

(入 室)

議 長

〇〇委員に報告いたします。

議案第 31 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり許可することに決定されました。

議 長

次に、資料 32 頁の日程第 7 議案第 32 号「農地法第 4 条許可申請に対する許可について」を議題といたします。

まず、現地調査員から報告をお願いします。松永委員をお願いします。

6 番委員

報告致します。

33 頁の審議番号 1 番です。関連資料は 35 頁から 38 頁になります。

申請人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、潁娃町〇〇字〇〇

〇〇〇〇番の畑ほか1筆 504 m²で〇〇自治会に位置します。

申請人は市内で〇〇業を営む個人です。申請地では当初、〇〇として耕作していましたが、面積も狭く生産性も低かったため、不耕作となり荒廃地となりました。また、隣接地が〇〇となったため、〇〇年ほど前から、農地法の許可を得ず〇〇として利用していたため、理由書を添付し今回追認で許可を得ようとするものです。

申請地の北側は宅地及び雑種地に、東側、南側、西側は畑に接しています。現状のまま利用するため土砂流出の恐れはなく、雨水は自然流下させ、汚水・生活雑排水は〇〇としての利用のため発生しません。日照・通風等についても、〇〇として利用するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長
15 番委員

次に、栢川委員お願いします。

報告致します。

33 分の審議番号 2 番です。関連資料は 39 分から 43 分になります。

申請人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇〇〇番の畑ほか1筆 1,341 m²で〇〇に位置します。

申請人は、市内で〇〇を営んでいた個人です。

申請地の隣接地である〇〇〇番において、平成〇年に農地転用の許可を得て、〇〇を建設し〇〇を営んでいましたが、〇〇への侵入通路や〇〇として利用する必要があったことから、農地法の許可を得ず平成〇年頃に〇〇を建築し利用していたため、今回追認で許可を得ようとするもので、始末書が添付されています。

被害防除対策等につきましては、先ほど農業振興地域整備計画変更で報告しましたので省略します。

以上で報告を終わります。

議長
農地係長

ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

補足説明いたします。

農地法第4条及び第5条に係る転用許可申請については、一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては、申請内容、添付書類及び現地調査により確認されていますので、適当であると判断されます。

審議番号 1 番の農地区分としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地の『その他の農地』に区分されます。

審議番号 2 番の農地区分としては、市の農業振興地域整備計画に定められた農用地域内にある農地であり、耕作又は養畜の業務のため、営農に必要な施設の用に供される農業用施設用地に該当する施設であることから

農用地区域内農地の不許可の例外である『農用地利用計画指定用途』に区分されます。

なお、手続きを経ずに 1 番については〇〇として利用し、2 番については〇〇を建築し、〇〇等として利用していたことにより、今回、追認での申請となったもので始末書が提出されております。以上のことから、申請がなされた転用につきましては、やむを得ないと判断されます。

また、2 番につきましては、農用地区域内農地に区分されるため、県常設審議委員会の意見聴取となります。

資料 33 頁をご覧ください。

令和 7 年度より 6 年度末に地域計画が策定されましたので、表の中の項目が 1 つ増えているところです。表の真ん中から左側に農振地域の内外、地域計画の内外を記しています。

以上で補足説明を終わります。

議長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 32 号「農地法第 4 条許可申請に対する許可について」は、審議番号 2 番については、許可相当で県農業会議へ意見聴取することとし、審議番号 1 番については申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって議案第 32 号については、審議番号 2 番については許可相当で県農業会議へ意見聴取することとし、審議番号 1 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、資料 44 頁の日程第 8 議案第 33 号「農地法第 5 条許可申請に対する許可について」を議題といたします。

まず、現地調査員から報告をお願いします。松永委員をお願いします。

6 番委員 報告いたします。

45 頁の審議番号 1 番です。関連資料は 48 頁から 51 頁になります。

譲受人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、潁娃町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の畑 585 m²で〇〇自治会に位置します。

申請理由、被害防除対策等につきましては、先ほど農業振興地域整備計画変更で報告しましたので省略します。

45 頁の審議番号 2 番です。関連資料は 52 頁から 55 頁になります。

譲受人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、潁娃町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の畑 518 m²で〇〇

自治会に位置します。

申請人は、市内の個人であり借家が手狭になったことから、申請地に一般住宅を建築するものです。

申請地の北側は宅地に、西側は宅地と市道に、南側は市道に、西側は畑に接しています。最高 0.7m 程度の盛土を行いますが、土留め工事を行うので土砂流出の恐れはなく、雨水は溜枥へ放流させ、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を通して道路側溝へ放流します。日照・通風等については、建物の高さを加減するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長
2 番委員

次に、審議番号 3 番、4 番を大隣委員お願いします。

報告いたします。

46 分の審議番号 3 番です。関連資料は 56 分から 59 分になります。

譲受人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人は、大阪府〇〇市の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の畑 495 m²で〇〇自治会に位置します。

申請人は、市内の個人であり借家が手狭になったことから、申請地に一般住宅を建築するものです。

申請地の北側は畑に、東側は宅地と畑に、南側は市道と山林に、西側は畑に接しています。最高 0.3m 程度の盛土を行いますが、よう壁を設けるので土砂流出の恐れはなく、雨水は道路側溝へ放流させ、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を通して道路側溝へ放流します。日照・通風等については、建物の高さを加減するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはない、と判断しました。

続きまして、46 分の審議番号 4 番です。関連資料は 60 分から 64 分になります。

譲受人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人は、大阪府〇〇市の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の畑、282 m²で〇〇自治会に位置します。

申請人は市内の個人であり、申請地の近くにある〇〇の在庫置場として申請地に倉庫を建設するものです。現状のまま利用しますが、南側隣接地側によう壁を設けるので土砂流出の恐れはなく、雨水は自然流下させ、汚水・生活雑排水は〇〇として利用するので発生しません。日照・通風等については、建物の高さを加減するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長
15 番委員

次に、審議番号 5 番を杵川委員お願いします。

報告いたします。

47 分の審議番号 5 番です。関連資料は 65 分から 68 分になります。

譲受人は、鹿児島市〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人は、川辺町〇〇の〇

〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の畑 320 m²で〇〇自治会に位置します。

申請人は、市外の個人であり借家が手狭になったことから、申請地に一般住宅を建築するものです。

申請地の北側・西側・南側は市道に、東側は宅地と畑に接している。最高0.6m程度の切土を行いますが、法面保護を行うので土砂流出の恐れはなく、雨水は溜枳へ放流し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を通して道路側溝へ放流します。日照・通風等については、建物の高さを加減するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長
農地係長

ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

補足説明いたします。

審議番号1番の農地区分としては、農振除外後は、周囲に概ね10ha以上の一団の農地があり、良好な営農条件を備えている区域内にある農地であることから、第1種農地と判断され、申請地の西側の隣接地から集落が広がっていることから、第1種農地の不許可の例外である『集落接続施設』に区分されます。

ここで資料51頁を御覧ください。

転用に係る一般基準の中の転用面積については、本県においては、一般住宅について概ね500 m²との運用基準がございますが、本申請面積は585 m²となっています。申請地西側境界部分は2m程度のがけになっており、建築基準法施行条例の規定により申請地の西側及び北側の示した建築できない部分の面積が約103 m²あり、その面積は、転用の基準面積に含めないと示されていることから、585-103は482 m²となり、一般住宅の500 m²の運用基準を満たしていることを確認しています。

続きまして、審議番号2番、3番、4番の農地区分としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地の『その他の農地』に区分されます。

続きまして、審議番号5番の農地区分としては、周囲に概ね10ha以上の一団の農地があり、良好な営農条件を備えている区域内にある農地であることから、第1種農地と判断され、申請地の北側の隣接地から集落が広がっていることから、第1種農地の不許可の例外である『集落接続施設』に区分されます。

なお、1番、5番につきましては、第1種農地に区分されるため、県常設審議委員会の意見聴取となります。

以上で補足説明を終わります。

議 長

只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり
議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 33 号「農地法第 5 条許可申請に対する許可について」は、審議番号 1 番、5 番については、許可相当で県農業会議へ意見聴取することとし、その他の 3 件については申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり
議長 異議なしと認めます。
よって議案第 33 号については、審議番号 1 番、5 番については許可相当で県農業会議へ意見聴取することとし、その他の 3 件については、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、資料 69 頁の日程第 9 議案第 34 号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見決定について」を議題といたします。
事務局に提案説明を求めます。

農地係 今回の契約開始は令和 7 年 8 月 1 日開始分となっています。
利用権を設定する者は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん外です。
設定面積は、田 12 筆 11,097 ㎡、畑 232 筆 358,606 ㎡、その他(農業用施設)7,124 ㎡の合計 245 筆 376,827 ㎡で、潁娃地域 145 件、知覧地域 77 件、川辺地域 23 件となっております。
令和 6 年度をもって、基盤法による新たな農地の貸し借りが終了となり、この農地バンクによる貸し借りに 1 本化されました。なお、今回の 8 月 1 日開始分 245 筆のうち、内訳として、新規分が 38 筆、前回は基盤法での貸し借りだった分が 154 筆、前回は農地バンクでの貸し借りだった分が 53 筆として備考及び 82 頁に表示してあります。
以上、すべての案件につきまして、その農用地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が得られていることを確認しております。
以上で説明を終わります。

議長 只今説明のありました案件について、審議をお願いいたしますが、〇〇委員が 88 番から 92 番、〇〇委員が 134 番について議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。
質問、御意見はございませんか。

委員 「異議なし」の声あり
議長 質問、御意見がありませんので採決いたします。
議案第 34 号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画」に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり
議長 異議なしと認めます。
よって、議案第 34 号に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議長 引き続き、議案第 34 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。
関係委員にお諮りします。議事の進行上、議事参与の制限に該当する案件については、一括して議事を進行したいところであります。
御異議ございませんか。

委員 「なし」の声あり
議長 それでは、関係委員の退室を求めます。
(退 室)

議長 これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。
委員 「なし」の声あり
議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 34 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり
議長 異議なしと認めます。
よって、議案第 34 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。関係委員の入室を許可いたします。
(入 室)

議長 関係委員に報告いたします。
議案第 34 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定されました。

議長 次に、資料 83 頁の日程第 10 議案第 35 号「非農地証明願について」を議題といたします。現地調査員の報告を求めます。桑代委員お願いします。

14 番委員 報告いたします。
84 頁の審議番号 1 番です。関連資料は 85 頁から 87 頁になります。
申請人は、東京都〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇〇番の畑ほか 1 筆 1,343 m²で〇〇自治会近くに位置します。
申請地は、申請人の父が耕作・管理を行っていましたが、父が他界し、その後、申請人の母も他界してからは耕作しなくなり、また管理する者もおらず、雑木が繁茂している状態で現在に至っています。
農地への復元は著しく困難であり、今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。
続きまして、84 頁の審議番号 2 番です。関連資料は 88 頁から 90 頁になります。

申請人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇〇〇番の畑 541 m²で〇〇自治会近くに位置します。

申請地は、申請人の父から相続後も、農地として管理できずに、杉、雑木が繁茂している状態で現在に至っています。

農地への復元は著しく困難であり、今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

続きまして、84 分の審議番号 3 番です。関連資料は 91 分から 93 分になります。

申請人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇〇〇番の畑ほか 1 筆 1,542 m²で〇〇自治会近くに位置します。

申請地は、申請人が取得後、農地として管理できずに、杉が繁茂している状態で現在に至っています。

農地への復元は著しく困難であり、今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長
農 地 係

ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

補足説明いたします。

非農地判断につきましては、市の非農地に係る取扱の規定に基づきまして、山林については植林後及び自然的条件で樹木が繁茂してからの経過年数を考慮した上で、農地への復元は著しく困難であるとともに、今後も継続して農地として利用する見込みはないと判断したところでございます。

以上で補足説明を終わります。

議 長

只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委 員
議 長

「なし」の声あり

質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 35 号「非農地証明願について」は、申請理由からしてやむを得ないものとして、申請どおり証明書を交付することに御異議ございませんか。

委 員
議 長

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。よって議案第 35 号については、申請どおり証明書を交付することに決定いたします。

議 長

次に、日程第 11「その他」でございしますが、委員の方々から何かございませんか。

10 番委員

農業委員等が担っていた利用権設定の仕事が無くなり、月 10 日の活動が難しくなっています。この状態が続くと、来年の改選時に立候補が少なくなるのではないかと思います。

活動の具体例、事例等を次回の 6 月総会で詳しく説明して頂ければありがたいと思います。

農政係長	活動の具体的な例を再度皆様の方にお示ししたいと思います。
議 長	農家との話で活動につながる情報提供を行っていきます。
議 長	他にはないですか。
委 員	「なし」の声あり
議 長	ないようでございますが、事務局は何かありませんか。
事務局長	今後の日程について連絡
農政係長	事務連絡として
	①地域計画のアンケートの協力依頼
	②令和6年度の最適化活動の点検・評価の提出について
農地係長	基盤からバンクへの進捗状況について
議 長	その他にありませんか。
委 員	「なし」の声あり
議 長	ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。
	これをもちまして本日の会議を閉じ、併せて令和7年第5回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。御起立願います。
事務局長	「一同礼」

閉 会 午後4時00分

南九州市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 _____

会議録署名委員 11 番 _____

会議録署名委員 14 番 _____